9	削除	
［10～18　略］		

［２～４　略］

9	(1)　群馬県太田市内ケ島町字北田1059―１　(90.80) (2)　群馬県太田市古戸町844　(75.30)	北緯36度17分17秒東経139度23分26秒の地点と北緯36度15分39秒東経139度22分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［10～18　同左］		

［２～４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十一　平成二十八年総務省告示第三百五十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～16　略］		
17	(1)　和歌山県和歌山市十一番丁54　(71.10) (2)　和歌山県和歌山市毛見1343　(137.80)	北緯34度13分55秒東経135度10分30秒の地点と北緯34度09分50秒東経135度11分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

［２～４　略］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～16　同左］		
17	(1)　和歌山県和歌山市十一番丁54　(71.10) (2)　和歌山県和歌山市毛見1343　(137.80)	北緯34度13分55秒東経135度10分30秒の地点と北緯34度09分50秒東経135度11分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
18	(1)　和歌山県田辺市伏菟野694　(766.40) (2)　和歌山県田辺市朝日ヶ丘23―１　(69.90)	北緯33度46分59秒東経135度28分02秒の地点と北緯33度44分17秒東経135度23分53秒の地点を結ぶ直線及び北緯33度44分15秒東経135度23分49秒の地点と北緯33度44分10秒東経135度23分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

［２～４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十二　平成三十年総務省告示第三百十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［１～３　略］	［１～３　同左］
4　電気供給業務用伝搬障害防止区域	4　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～６　略］		

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～６　同左］		